

個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯の皆さまへ

東洋町エネルギー・食料品価格等物価高騰 対応重点支援給付金(子ども加算)のご案内

給付金の支給額 児童 1 人あたり 5 万円

【内容】

・東洋町エネルギー・食料品価格等物価高騰対応重点支援給付金 **(18歳以下の児童 1 人あたり 5 万円)** は、個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯を支援する給付金です。

【給付対象世帯】 次の全てに該当する世帯（世帯主に給付）

- ・令和 5 年 1 2 月 1 日時点において、東洋町住民基本台帳に記載されていること。
- ・令和 5 年度個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯。
- ・世帯全員が住民税が課せられている他の親族等の扶養を受けていないこと。

【受給手続き】

① 6 月に給付を開始した臨時特別給付金(1 世帯あたり 1 0 万円)を受給された世帯のうち、児童がいる世帯に児童 1 人あたり 5 万円を給付します。**原則手続き不要**です。支給時期は、6 月 1 0 日から前回入金した指定口座へ随時入金いたします。

【問い合わせ】

ご不明な点がございましたら、住民課（2 9 - 3 3 9 4）までお問合せください。